

高知県文教振興会

事業／役員／会則

事業

- 1 本県の文化と教育の振興・奨励(文教協会事業を通して)
- 2 機関誌「文教高知」の発行・配付(6月初旬、12月初旬)
- 3 文教振興会員への研究奨励(1人30,000円、4人まで)
- 4 「文振だより」の発行(12月)

役員

高知県文教振興会役員名簿(令和7年・8年度)

番号	役職名	氏名	番号	役職名	氏名
1	顧問	石田 正俊	20	理事	田内 利季
			21	理事	土居 稔昌
2	会長	藤中 雄輔	22	理事	日向 國雄
3	副会長	平田 健一	23	理事	宮 英司
4	副会長	豊嶋 寿昭	24	理事	宮崎 嗣生
5	副会長	中山 雅需	25	理事	宮下 貞子
6	副会長	正木 敬造	26	理事	森本 忠彦
7	常務理事	益永 貴仁	27	理事	山崎 章恵
8	常務理事	谷脇 澄男	28	理事	吉岡 成
9	理事	青木 一	29	理事	小松 啓起
10	理事	大石 勲彦	30	理事	横畑 健
11	理事	岡田 健	31	理事	高岸 憲二

番号	役職名	氏 名	番号	役職名	氏 名
12	理事	岡村 登志	32	理事	瀬戸 保彦
13	理事	小島 一久	33	理事	廣瀬 法民
14	理事	尾原 賢治	34	理事	藤田 勇人
15	理事	梶原 正仁	35	理事	長岡 辰治
16	理事	包国 勝	36	理事	須内 康雄
17	理事	高橋 啓明	37	理事	竹崎 実
18	理事	五藤 浩	38	監事	伊藤 正孝
19	理事	谷脇 里江	39	監事	竹村 謙

会則

第1条（名称）

本会は高知県文教振興会と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は公益財団法人高知県文教協会（以下文教協会という）内に置く。

第3条（会員）

本会の目的に賛同する個人または団体をもって組織する。

第4条（組織）

本会は支部を置くことができる。

第5条（目的）

本会は本県文教の振興を図ることを目的とし、文教協会の事業を支援する。

第6条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 教育振興の助成事業
- 2 文教協会の事業援助
- 3 その他会の目的達成に必要な事業

第7条（役員）

本会に次の役員および顧問を置く。役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

補欠または増員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 若干名

3 理 事 若干名(内 1 名は常務理事)

4 監 事 2 名

5 顧 問 若干名

第8条 (役員の選出)

- 1 会長・副会長・監事は総会で選出する。
- 2 常務理事は理事会で互選し会長が委嘱する。
- 3 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 理事は会長の推薦により理事会で承認する。

第9条 (役員の任務)

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
- 3 常務理事は会務を掌理し、常時会務を執行する。
- 4 理事は理事会を組織し、会則の改正、事業計画、予算、決算、その他重要な事項を議決する。
- 5 監事は会務及び会計を監査する。

第 10 条 (会議)

- 1 会議は理事会・総会とする。
- 2 理事会は必要に応じて会長が召集する。
- 3 総会は毎年 1 回会長が召集し、理事会の決議事項及びその他重要事項を協議する。

但し、本会の解散にかかわる事項以外の件については、理事会を以て総会に代える。

第 11 条 (会計)

- 1 本会の会計は会費・寄付金その他の収入を以てこれに当てる。
- 2 会費は年間1口につき 2,000 円とする。
- 3 会計事務は常務理事がこれにあたる。
- 4 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

補 則

本会則は昭和 53 年 6 月 26 日より施行する。

昭和 56 年 3 月 26 日 一部改正

平成 7 年 5 月 25 日 一部改正

平成 9 年 5 月 28 日 第 11 条改正(平成 10 年度より実施)

平成 11 年 6 月 3 日 一部改正

平成 26 年 6 月 6 日 一部改正(文教協会の公益財団法人化に伴う名称変更)

令和3年 7 月 27 日 第 8 条一部改正